

鈴鹿市事業者向け緊急家賃等給付金のご案内

申請期限 8月31日（月）まで

◆給付金の概要

鈴鹿市では、新型コロナウイルス感染症により、経済活動が縮小する中で影響を受けている中小企業・小規模事業者、個人事業主の方に対し、家賃相当分を給付することにより、継続して事業に取り組めるよう支援します。（国の家賃支援給付金との併給も可能です。）

◆対象となる方（次の要件すべてを満たす方）

- ①市内で事業を営んでいる方で、かつ、市内で事業所等を賃借している方（市内に主たる事業所または従たる事業所を有する方）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化により事業継続のための融資を受けた方*

【対象となる融資例】

- ・三重県中小企業融資制度
「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」「各種セーフティネット資金」ほか
- ・日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」ほか
- ・商工組合中央金庫「危機対応融資」

※8月1日以降は、融資を申請中の方についても本給付金の申請を受付します。

（ただし、給付金の給付は、融資の実行が確認できた後となります。）

◆給付対象となる家賃等

市内で事業用に使用している物件の家賃等（テナント料・地代等）

◆支給額

1事業者に対し家賃等の最大3か月分（上限20万円）

◆申請方法

- (1) 申請期限 **令和2年8月31日（月）まで（消印有効）**
- (2) 申請書類 市ホームページからダウンロードして入手できます。
（申請書類を郵送させていただくこともできます。）
- (3) 申請方法 **郵送のみ**（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。）
（簡易書留郵便等のご利用をおすすめします。）
- (4) 郵送先 〒513-8701
鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市役所産業政策課（家賃等給付金担当）行き

◆問合せ先

鈴鹿市役所産業政策課 電話059-382-9220

（平日の午前9時から午後5時まで）

「鈴鹿市事業者向け緊急家賃等給付金 申請受付要項」をご確認ください。👉

